

秋田県告示第157号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、次のとおり平成26年度前期技能検定（1級、2級、3級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第66条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹敬久

1 等級別実施職種（作業）

(1) 1級及び2級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級について実施する職種（作業）

造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級について実施する職種（作業）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業）

2 試験方法

等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

3 試験の期日及び場所

(1) 実技試験

ア 期日

平成26年6月4日（水）から同年9月9日（火）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日

イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

ウ 問題の公表

実技試験の問題は、平成26年5月28日（水）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 期日

期 日	等級及び職種（作業）
平成26年 7月20日（日）	3級 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
平成26年	(ア) 1級及び2級

8月24日（日）	造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）及び塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業） (イ) 3級 金属熱処理（一般熱処理作業）
平成26年 8月31日（日）	1級及び2級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）及び内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）
平成26年 9月7日（日）	(ア) 1級及び2級 放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、仕上げ（治具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業） (イ) 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事作業及び加熱ペイントマシンマーカー工事作業）

#### イ 場所

秋田県職業能力開発協会から通知する。

#### 4 受検資格

- (1) 1級  
省令第64条の2の規定に該当する者
- (2) 2級  
省令第64条の3の規定に該当する者
- (3) 3級  
省令第64条の4の規定に該当する者
- (4) 単一等級  
省令第64条の6の規定に該当する者

#### 5 受検申請に必要な書類

- (1) 技能検定受検申請書
- (2) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し

#### 6 受検申請書用紙の交付

- (1) 期間及び時間  
日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成26年3月28日（金）から同年4月18日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間
- (2) 場所  
秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会  
郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きをし、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封すること。

#### 7 受検申請書の受付

- (1) 期間及び時間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成26年4月7日（月）から同月18日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間

郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きをし、書留郵便によることとし、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

(2) 場所

秋田市向浜一丁目2番1号 秋田県職業能力開発協会

8 受検手数料

(1) 額

ア 実技試験

等級及び検定職種	手 数 料	等級及び検定職種	手 数 料
1級、2級及び3級			
造園	17,900円	金属熱処理	17,900円
機械加工	17,900円	放電加工	17,900円
金属プレス加工	17,900円	鉄工	17,900円
建築板金	17,900円	めっき	17,900円
仕上げ	17,900円	機械検査	14,900円
機械保全	17,900円	電子機器組立て	17,900円
産業車両整備	17,900円	建設機械整備	17,900円
婦人子供服製造	14,900円	家具製作	17,900円
建具製作	17,900円	プラスチック成形	17,900円
強化プラスチック成形	17,900円	石材施工	17,900円
建築大工	17,900円	とび	17,900円
左官	17,900円	畳製作	17,900円
防水施工	17,900円	内装仕上げ施工	17,900円
熱絶縁施工	17,900円	サッシ施工	17,900円
化学分析	17,900円	表装	17,900円
塗装	17,900円	フラワー装飾	17,900円
単一等級			
路面標示施工	17,900円		

ただし、3級を受検する者であって、受検申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学、各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在学しているものの3級受検手数料は、次のとおりとする。

検定職種	手 数 料	検定職種	手 数 料
造園	11,900円	金属熱処理	11,900円
機械加工	11,900円	めっき	11,900円
仕上げ	11,900円	機械検査	9,900円
機械保全	11,900円	電子機器組立て	11,900円
建築大工	11,900円	フラワー装飾	11,900円

イ 学科試験 3,100円

(2) 納付方法

ア 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。

イ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付を要しない。

ウ 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料を返還しない。

9 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者発表

平成26年10月3日（金）（金属熱処理を除く3級の職種については、同年8月22日（金））に合格者の受検番

号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者に書面で通知する。

(2) 一部合格者への通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、2級又は3級の合格者には知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、1級合格者には1級技能士章、2級合格者には2級技能士章、3級合格者には3級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

10 受検についての問合せ先

秋田県産業労働部雇用労働政策課（電話018-860-2301）又は秋田県職業能力開発協会（電話018-862-3510）